

住まいに関する相談会



建設工事の専門家が、小さな工事から家の改築のような大きな工事まで無料で相談に応じます。お気軽にご相談ください。

耐震診断・改修無料相談会

【日時】 7月26日(金)
9:00~16:00

【場所】
市役所 1階玄関ロビー

県住宅課・市住宅課

無料住宅リフォーム相談会

【日時】 7月26日(金)
9:00~16:00

【場所】
市役所 1階玄関ロビー

徳島県建設労働組合
小松島支部・市住宅課

詳しくは、市住宅課（市役所 2階 TEL 32・2120 / FAX 32・7800）まで。

善意の寄附

小松島市卓球協会（加賀谷利彦会長）から卓球台1台（20万円相当）を市立体育館に寄贈していただきました。

寄贈いただいた卓球台は、今後開催される卓球大会などに使用する予定です。



国民年金保険料を納める
ことが困難なときは

免除・納付猶予制度を ご利用ください

【申請先】 市健康増進課年金担当（市役所 1階③番窓口） TEL 32・4120 / FAX 35・0173

平成25年度の国民年金保険料は月額15,040円ですが、経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合は、申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

※免除申請する年度またはその前年度に退職（失業）した方は、ご本人の所得状況を除外して審査が行われます。雇用保険受給資格者証、離職票などの写しを提出してください。

①免除（全額免除・一部免除）

本人・世帯主・配偶者の所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が全額免除または一部免除されます。

	所得基準の目安	月々の保険料	老齢基礎年金額
全額免除	(扶養親族の数+1) × 35万円 + 22万円	全額が免除	1/2が反映
3/4免除	78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等	3,760円	5/8が反映
半額免除	118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等	7,520円	3/4が反映
1/4免除	158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等	11,280円	7/8が反映

②若年者納付猶予申請

30歳未満の方で本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。

③学生納付特例申請

学生で本人の前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。

※学生証（コピーでも可）をご提示ください。

◆保険料の追納◆

保険料の免除や納付猶予を受けた期間は、10年以内であれば後から保険料を納めること（追納）ができます。ただし承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納すると、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。